

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日  
に当たるときは、  
その翌日)

目次  
◇ 示 国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機  
関として申出の受理があつたものとみなされるもの  
国民健康保険医の登録があつたものとみなされるもの  
地籍調査の成果の認証  
土地改良区の解放

◇ 告 解除予定の保安林  
とう精製者の登録  
土地の用途廃止  
危険物取扱主任者試験の実施  
鳥取食糧事務所管内出張所の位置の変更

告 示

鳥取県告示第五百四十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年

任政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年十月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の名称

所

在

地

申出の受理の年月日

中尾医院岩屋  
出張所

八頭郡若佐町大字岩屋一三

昭和四十一年  
七月二十三日

鳥取県告示第五百四十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国衛 二六〇	熊谷 敬一	昭和四十一年九月二十一日
鳥国医 一二三五	池上 忠興	十四日
鳥国薬 一七〇	田中 重成	十七日

鳥取県告示第五百四十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により定めた昭和三十六年度の事業計画に基づき名和町が実施した地籍調査の成果を同法第十九条第二項の規定に基づき認証したので、同法同条第四

項の規定により告示する。

昭和四十一年十月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百四十七号

次の土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第二号に掲げる事由により解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十一年十月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 岡益清水土地改良区 大茅村石井谷土地改良区
- 大溝 鳥取市横枕
- 大湯棚 江川
- 西伯町原 法勝寺村鴨路合
- 尚徳村別所 米子市中谷
- 米子市三保向 富益村住来西
- 淀江町西原 深田川
- 中山村退休寺 上中山村庄田
- 天万 大高村尾高
- 宇田川村下段 荘田
- 淀江町淀江 高長
- 下郷 上方
- 中井手 光徳村東坪
- 大崎 岸本

米子市富益町北口

鳥取県告示第五百四十八号

次の土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第二号に掲げる事由により解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十一年十月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 三朝町片栗土地改良区
  - 赤碓町丹原井手土地改良区
- 鳥取県告示第五百四十九号
- 次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
- 昭和四十一年十月十八日
- 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 解除予定に係る保安林の所在場所
  - 保安林として指定された目的
  - 解除の理由
- 岩美郡福部村大字嶺山字高浜二二六四の四四九（次の図に示す部分に限る。）
- 配電線路敷地並びにその附帯敷地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役

場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百五十号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条第一

登録番号 登録年月日 氏名 住所

- 倉坂第六号 昭四一、八、一九 小林 正一 倉吉市新町二丁目二二九九五
- 七 浦島 廣男 堺町一丁目八六五
- 八 西本 春正 魚町二五六一
- 九 西本 民子 福吉町一四一九
- 一〇 嶋田 良一郎 河原町一八一九

鳥取県告示第五百五十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十一年十月五日から用途廃止した。

昭和四十一年十月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 場 八頭郡船岡町大字見柳中字松ノ木前一
- 七八番九地先から一八〇番九地先まで
- 二〇、八〇平方メートル
- 道路敷

公 告

消防法（昭和二十三年法律第一八六号）第一三三條の二第三項に規定する危険物取扱主任者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規

項の規定に基づき、次のとおりとう精製者の登録をしたので、同規則同条第二項の規定により告示する。

昭和四十一年十月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

営業所の所在地 住所に同じ。

昭三十四年総務府令第55号）第56条の規定により公告する。

昭和四十一年10月18日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 試験の日時及び場所
- 試験の日時 昭和四十一年11月9日午前8時30分から
- 試験の場所 鳥取市東町1丁目 鳥取県庁
- 倉吉市新町 労働会館
- 米子市東町 鳥取県西郷組合事務所

- 試験の種類
- 乙種（第4類）危険物取扱主任者試験
- 試験科目
- (1) 基礎物理学及び基礎化学

- 7 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎物理学
  - 4 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎化学
  - 9 燃焼及び消火に関する基礎理論
  - (2) 危険物の性質並びにその大炎予防及び消火の方法
  - 7 すべての種類の危険物の性質に関する概論
  - 4 第4類の危険物に共通する特性
  - 9 第4類の危険物に共通する大炎予防及び消火の方法
  - 5 第4類の危険物の品名ごとの一般性質
  - オ 第4類の危険物の品名ごとの大炎予防及び消火の方法
  - (3) 危険物に関する法令
  - 4 受験資格
- 昭和41年11月8日まで6月以上第4類の危険物取扱の実務経験を有する者
- 5 受験手続
- (1) 受験願書受付期間
- 昭和41年10月18日から昭和41年10月31日まで(郵送の場合は昭和41年10月31日午後5時までに着信のものに限る。)
- (2) 提出書類等
- ア 受験願書 危険物の規制に関する規則様式第14によること。
  - イ 実務経験証明書 危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類で、その実務について実用主(会社の支店等にあつては支店長)の証明書
  - ウ 写真 1枚(受験願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像の写し)のもの、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載するもの、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載するもの、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載するもの

したものを受験願書の写真欄にはりつけること。)   
 エ すでに他の種類の乙種危険物取扱主任者免状の交付を受けている者は、当該免状の写し

ト 受験手数料及びその納付方法

ナ 納付方法 (ア)に記す金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印をしないこと。

(3) 受験願書等の提出先

鳥取市東町1丁目220 鳥取県総務部地方課

6 その他

(1) 既納の受験手数料は、申し込みを取消し、受験しなかった場合でも返還しない。

(2) その他不明の点は、鳥取市東町1丁目220 鳥取県総務部地方課に問い合わせること。

雑 報

鳥取食糧事務所管内出張所の位置を次のとおり変更したのでお知らせします。

昭和41年10月18日

鳥取食糧事務所長 村 越 久 夫

出張出張所名 庁舎所在地 移 転 年 月 日

鳥取食糧事務所 鳥取市東町大字青谷 昭和41年9月16日

新鳥取支所 青谷出張所 4045の3

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行

(当日が休日に当たるときは、その日の翌日に発行)

- 目 次
- ◇ 規 則 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則
  - ◇ 告 示 鳥取県農業改良資金貸付基準の一部改正
  - ◇ 告 示 土地改良区の設立の認可
  - ◇ 通 告 示 建築基準法施行規則による道路の位置の指定
  - ◇ 通 告 示 立合演説会を開催する市の単位の区域を定めた旨の報告
  - ◇ 公 告 立合演説会を開催すべき町の指定
  - ◇ 公 告 ホステラーの掲示の開始の日
  - ◇ 正 誤 保母試験の合格者
- 昭和四十一年九月鳥取県選挙管理委員会規則第一号中訂正
- 昭和四十一年十月鳥取県告示第五百一十一号中訂正
- 昭和四十一年十月鳥取県告示第五百一十七号中訂正

## 規 則

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年十月二十一日

鳥取県知事 石 坂 二 朗

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四の項を次のように改める。

四 秋津水田等改良資金及び不良火山灰土山灰土しよ改良資金	貸付のつぎ決定する。	秋津水田等改良資金及び不良火山灰土山灰土しよ改良資金
イ 秋津水田等改良資金	一〇〇〇〇円	一〇〇〇〇円
ロ 不良火山灰土しよ改良資金	一〇〇〇円	一〇〇〇円
ハ 秋津水田等改良資金及び不良火山灰土山灰土しよ改良資金	一〇〇〇円	一〇〇〇円

別表第一の九の項から十五の項までを次のように改める。

九 自然上なく必要資金	改良自給上なく必要資金	一〇〇〇円	三年以内
十 米麦取替等技術改善資金	米麦取替等技術改善資金	一〇〇〇円	三年以内
十一 農地造成等資金	農地造成等資金	一〇〇〇円	二年以内
十二 農産品購入資金	農産品購入資金	一〇〇〇円	三年以内
十三 農産品購入資金	農産品購入資金	一〇〇〇円	三年以内